

アクティブシニア「食と栄養」研究会
プロシューマ会員規約

制定日 2014年2月1日

(規約の定義)

第1条 この規約は、アクティブシニア「食と栄養」研究会（以下本会）会則に基づき、プロシューマ会員について必要な事項を定めることを目的とする。

(本会の目的)

第2条 本会は、高齢化率が増加していく見通しを受け、高齢者の健康寿命延伸がより重要視される中、食と栄養という切り口で、健康寿命延伸に繋がるような情報発信を行い、アクティブシニアライフをサポートすることを本会の目的とし、プロシューマ会員は、本会に対する協力及び事業活動の推進に寄与する。

(プロシューマ会員)

第3条

- 1 本会のプロシューマ会員は、高齢者の健康維持と健康寿命の延伸等に興味・関心がある医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、栄養士、介護士、研究者等の専門的業務に従事する者または専門的知識を有する者をいう。
- 2 プロシューマ会員の資格を有する者は、本会の活動の主旨に賛同し、本会の事業の円滑な実施に協力しようとする者とする。
- 3 プロシューマ会員は運営委員会における議決権は有しない。
- 4 プロシューマ会員の特典は以下をいう。
 - ・会員専用ページで提供する情報、レポート、各種コンテンツ等の閲覧
 - ・セミナーやシンポジウムへの参加（一部有料の場合あり）

(入会)

第4条 プロシューマ会員は、本会ホームページより会員登録を行うことで入会とする。

(会費)

第5条 プロシューマ会員の会費は無料とする。

(退会)

第6条 プロシューマ会員が退会しようとするときは、本会ホームページより退会手続きを行い退会することができる。

(プロシューマ会員の資格の喪失)

第7条 プロシューマ会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員である個人が死亡したとき。
- (3) 除名されたとき。

(除名)

第8条 本会は、次の各号に該当するプロシューマ会員を除名することができる。

- (1) 本会の規約に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他プロシューマ会員として相応しくないと当会が判断したとき。

(その他)

第9条 プロシューマ会員について本規約に定めがない事項を新たに定める場合は、運営委員会に諮り定める。

本規約は、2014年2月1日から適用する。